

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月4日
【報告者の名称】	ユニパルス株式会社
【報告者の所在地】	東京都中央区日本橋久松町9番11号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(3639)6120
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 齋藤 洋
【縦覧に供する場所】	ユニパルス株式会社 (東京都中央区日本橋久松町9番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の当社とは、ユニパルス株式会社を指し、公開買付者とは、株式会社TYホールディングスを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式等についての権利を指します。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社TYホールディングス
所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目5番6号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

- (1) 普通株式
(2) 新株予約権証券

平成21年12月18日開催の当社定時株主総会及び平成22年11月8日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

平成23年12月16日開催の当社定時株主総会及び対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年2月1日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、また、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。一方、新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社株式及び本新株予約権（注1）を取得及び所有することを主たる目的として平成24年12月26日に設立された買収目的会社です。

公開買付者は、当社及び公開買付者の取締役を務める玉久明子氏が発行済株式の全てを所有する株式会社ヨシモト（以下「ヨシモト」といいます。）が完全親会社となっており、玉久明子氏はヨシモトの代表取締役を務めています。なお、玉久明子氏は公開買付者の代表取締役を務める吉本喬美氏の長女であり、吉本喬美氏は当社の代表取締役会長兼社長を務め、かつ当社の筆頭株主（所有株式数：1,607,100株、所有割合（注2）：29.45%）であります。今般、公開買付者は、応募対象外株式等（以下に定義します。）及び当社が所有する自己株式を除く、当社の発行済株式（第4回新株予約権（注1）の行使により発行又は移転される当社株式を含みます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社株式を非公開化させ当社の株主を公開買付者及び吉本喬美氏のみとするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することとしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウトに該当し、本取引後も、吉本喬美氏及び玉久明子氏は継続して当社の経営にあたることを予定しております。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、当社の代表取締役会長兼社長を務め、かつ公開買付者の代表取締役である吉本喬美氏との間で、同氏が所有する当社株式（所有株式数：1,607,100株、所有割合：29.45%）及び第4回新株予約権800個（目的となる当社株式の数80,000株、所有割合1.47%、行使された場合に交付される株式を含みます。）の全て（株式に換算した所有株式数の合計：1,687,100株、所有割合の合計：30.91%）について本公開買付けに応募しないことについて合意しております（以下「応募対象外株式等」といい、応募対象外株式等のうち普通株式を「応募対象外株式」といいます。）。他方、公開買付者は、吉本喬美氏の配偶者である吉本紀子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）、その完全親会社であるヨシモトの発行済株式の全てを所有し、当社の取締役を務め、かつ公開買付者の取締役である玉久明子氏（所有株式数：60,900株、所有割合：1.12%）、玉久明子氏の配偶者である玉久尚澄氏（所有株式数：17,700株、所有割合：0.32%）、及び吉本喬美氏の次女である今佳子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）との間で、それぞれが所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：182,600株、所有割合：3.35%、以下「本応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨に合意し、平成25年2月1日付けでそれぞれ応募契約を締結しております。なお、かかる応募の前提条件については存在しません。

なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定しておりませんが、応募株券等の合計が2,031,500株（所有割合：37.22%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、当社が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数（5,377,500株、なお、平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した当社株式はありません。）に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第5回新株予約権（注1）150個を除きます。）の数（4,592個）の目的となる当社株式の数（459,200株）から当社が報告した平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる当社株式の数（21,500株）を控除した当社株式の数（437,700株）を加算し、当社が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された当社が平成24年9月30日現在所有する自己株式数（378,890株）から当社が報告した平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数（21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものです。）を控除した数（357,390株）を控除して得られる株式数（5,457,810株）に係る議決権（54,578個）の2/3超に相当する株式数（3,638,600株）から、公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことについて合意している吉本喬美氏が所有する応募対象外株式（1,607,100株）を控除した株式数（2,031,500株、所有割合：37.22%）に設定されています。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、株式会社三井住友銀行から、本公開買付けにおける決済に要する資金として45億7,500万円を上限とする借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しております。なお、平成24年12月に当社に社外取締役として就任した同行出身の寺平信行氏は本買収ローンには一切関与しておらず、また、当社への社外取締役として就任したことから本買収ローンとの関連性はありません。本買収ローンに関する融資条件の詳細については別途協議の上、本買収ローンに関する融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに関する融資契約では、一定の貸出実行条件等について融資証明書記載のものが定められる予定で、更にヨシモトが所有する公開買付者の発行済普通株式の全て、公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことについて合意している吉本喬美氏が所有する応募対象外株式の全て（所有株式数：1,607,100株）及び公開買付者が本公開買付けにおいて取得する当社株式が担保に供されるとともに、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続によって、公開買付者及び吉本喬美氏が当社株式の全てを取得するに際して、当社の一定の資産についても担保に供される予定です。

（注1）「本新株予約権」とは、平成21年12月18日開催の当社定時株主総会及び平成22年11月8日開催の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）並びに平成23年12月16日開催の当社定時株主総会及び当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）を総称していいます。

（注2）「所有割合」とは、当社が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数（5,377,500株。なお、平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した当社株式はありません。）に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第5回新株予約権150個を除きます。）の数（4,592個）の目的となる当社株式の数（459,200株）から当社が公開買付者に対して報告した平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる当社株式の数（21,500株）を控除した当社株式の数（437,700株）を加算し、当社が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された当社が平成24年9月30日現在所有する自己株式数（378,890株）から当社が報告した平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数（21,500株、当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものです。）を控除した数（357,390株）を控除して得られる当社株式の数（5,457,810株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。）。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

イ 本公開買付けの背景等

当社は、「得意とするパルス回路技術を使って、ユニークな製品作りをしていこう」という志の基に昭和45年4月に公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏により各種電子機器の開発、製造及び販売を目的として設立され、当初は制御機器、電源装置、高周波応用機器、工業用計測システム等々の設計、製造に着手しました。昭和54年には埼玉県越谷市に工場を建設し、産業用計測制御機器の量産を開始、昭和60年には新工場を建設し生産設備を増強、平成元年には同工場を増築いたしました。平成10年9月には日本証券業協会に株式を店頭登録、平成13年8月には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部への上場を果たしました。その後、当社は、収益基盤拡充のスピードを高めるために、中期的な経営戦略として積極的なM & A戦略の推進を掲げ、平成18年1月には電設事業を展開する株式会社昭永電設を完全子会社とし、平成18年5月にはハードディスク関連の高精度の計測技術や電磁変換技術をメインに扱う記録機器（ハードディスク評価装置等）及び生産設備向けFAシステム機器を中心とした電子機器製造事業を展開する協同電子システム株式会社（平成19年4月に株式会社ナノテストに商号変更）を完全子会社化し、平成21年8月に当社は同社を吸収合併しました。更に、平成20年12月には当社グループの基幹産業である電子機器製造事業の更なる経営基盤の拡充と経営効率を改善するために株式会社ナノテックスを株式公開買付けにより子会社化（同社は現在当社の完全子会社）し当社グループに加えしました。現在、当社の電子機器製造事業においては、エレクトロニクス機器の開発、製造、販売を主として、高度なエレクトロニクス関連技術でさまざまな製品を産業界に送り出しています。当社は、コンピューター、通信、画像処理等をコアとなる技術に持ち、打ち合わせから開発・製造・アフターサービスまで一貫した生産・販売を行っており、ユーザーは、工業計測・計重・重工・自動車・機械・環境・メディカル・セキュリティ等多岐に亘っております。

一方で、昨今におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災からの復興需要や、エコカー購入支援策などによる内需の押し上げ効果により緩やかな回復基調で推移いたしました。電力不足や欧州債務問題並びに日中関係の更なる混乱に対する懸念の増大など国内外共に景気の先行きは依然として不透明な状況が続いていることから、公開買付者によると、今後当社にとっても厳しい経営環境が続くものと思われるとのことです。

当社グループの営む電子機器製造事業において販売する製品はほとんどが当社で独自に開発した製品であり、研究開発そのものが販売の原点であり、利益の原点となっております。当社は平成24年9月期の連結決算において売上高4,962百万円(前年同期比4.6%増加)、当期純利益410百万円(前年同期比17.8%減少)を記録しました。一方で、公開買付者によると、当社グループは、これまでM&Aにより規模の拡大を図ってきたものの、既存製品・マーケットの延長線上では当社における成長の余地はむしろ乏しくなっており、また、当社グループの事業は、民間設備投資を中心とした経済動向の変動に影響を受けやすい傾向にあるため、既存の当社のビジネスモデルのままでは今後売上の拡大を図るのが困難な状況になっているとのことです。また、公開買付者によると、昨今の日本経済の脆弱さに起因する顧客の設備投資額の減少や経費支出の減少は、当社グループの財政状態及び経営成績に今後悪影響を及ぼすことが懸念され、予断を許さない状況にあるとのことです。さらに、公開買付者によると、当社における株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、有価証券報告書等の継続開示に係る費用等、J-SOXへの対応等、株式の上場を維持するために必要な費用は増加しており、IFRSの適用により更に増加することが見込まれることから、株式の上場を維持するために必要なコストが当社の経営上の負担になる可能性があるとのことです。そして、比較的短期間で企業に対する評価が下される資本市場においては、当社の研究開発活動も目先の利益確保を主眼としたものに制約を受けざるを得ず、当社株式の上場を維持したままでは中・長期的な観点からの研究開発の妨げになる可能性も否定できないとのことです。また、公開買付者によると、株式市場が長期に渡り低迷を続けていることを受け、当社においては当面エクイティファイナンスによる資金調達の可能性は見込み薄であり、上場を維持することで享受できるメリットが期待できなくなっているとのことです。

このような状況下で、当社の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏は、平成24年8月頃から当社の今後の中・長期的な企業価値向上策について検討を開始し、当社が顧客からの支持を今後も獲得し続けるには、リスクを取ってでも、いまだ存在しないマーケットについても製品の提案を行い、利益優先ではないユニークな製品を積極的に開発していくこと、優位性のあるサービスの供給を続けること、当社顧客の海外進出に伴って当社においても為替などのリスクを取るということが肝要であり、また、今後ますます先細りが懸念される国内市場において競争力のある製品開発を行うには、中・長期的な視点で当社の事業構造の改革を推進していくことが不可欠となり、そのためには現在の事業構造を大幅に見直し、短期的な収益、株価動向にとらわれることなく、当社の事業構造を再構築していく必要があるとの認識を持つに至ったとのことです。事業構造の再構築に関する具体策としては以下の(a)及び(b)が想定されるとのことです。

- (a) 平成24年9月期に総額390,639千円であった電子機器製造事業における研究開発費(その活動の概要は以下のとおり。)を、今後は新規製品のトルクメーターを中心とするメカトロニクス機器分野及び既存の技術であるストレンゲージの生産、また、その技術を応用したセンサーを当社グループ内で一貫生産することを可能にする分野を中心に大幅に増額し強化していくこと。

平成24年9月期の当社の電子機器製造事業における研究開発活動の概要

- ・計量計測器の新製品として6機種と関連オプションの開発、各製品の規格取得等
- ・海外専売モデルとして開発した指示計についてはOIML R76(完成はかり)の認証を受け販売を開始その他にモデルチェンジ(部品ディスコン対応含む)8機種の開発及び規格取得
- ・OEM製品としては4機種の開発を継続

- ・ ロジスティクス分野として、新規センターとして4ヶ所の設置稼働、設備の増設として5ヶ所、設備の移設として8ヶ所の設置稼働

(b) 海外で当社の販売代理店網を充実させ、国内企業とは異なる顧客ニーズを有する海外に進出した日系企業の顧客ニーズを迅速かつ適確に汲み取る体制を構築し、更に現在手薄である非日系企業との取引についても強化していくこと。

公開買付者によると、一方で、上記の事業構造の改革を推進していくにあたっては、トルクメーターを中心とするメカトロニクス機器分野及びストレンゲージの生産と応用のセンサーの一貫生産の分野における研究開発費、設備投資額及び人材育成に関するコストの大幅な増加が見込まれ、また、開発された新製品が市場からの支持を獲得し、販売が成功するかについては不確実性を伴うことになるとのことです。そのため、吉本喬美氏は、当社が株式の上場を維持したまま上記の改革を実施することにより、当社の株主の皆様にも過大なリスクを負っていただくことを回避しつつ、短期的な業績の変動に左右されることなく、機動的な経営判断が可能となる体制の構築にはMBOの手法によって当社を非公開化することが最善の方策であるとの結論に至ったとのことです。

公開買付者によると、以上を踏まえて、吉本喬美氏は、平成24年11月中旬に当社に対してMBOに関する打診を行い、その後平成24年12月中旬に当社に対して正式にMBOの提案を行いました。その後、公開買付者は当社との協議・交渉を経て、最終的に平成25年2月1日に本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、公開買付者によると、当社の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏及び取締役である玉久明子氏は、本取引終了後も引き続き当社の経営にあたる予定とのことです。詳細については、今後当社と協議しながら決定していく予定です。一方、公開買付者は、吉本喬美氏及び玉久明子氏以外の当社の取締役及び監査役に対して、本取引実施後も留任させる意向を表明しているとのことです。

また、本書提出日現在、吉本喬美氏は当社株式及び不動産の取得資金として当社より2億円、当社株式の取得資金として当社株式を担保に金融機関より1億7,917万円をそれぞれ借入れているとのことです。本取引終了後において、吉本喬美氏は新たに1億7,000万円を上限として当社より借入れを行い、当該資金等をもって既存の金融機関からの借入1億7,917万円を返済し、当社株式の担保の解除が行われる予定とのことです。

□ 当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者からの提案を受けた後、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」「第三者委員会の設置及び同委員会に対する当社への答申書の提出の委嘱」に記載のとおり、本取引に関する第三者委員会として、公開買付者及び当社から独立性を有する山本清次氏（当社社外監査役、公認会計士・税理士）、深野一朗氏（公認会計士・税理士）及び当社と顧問契約を結んでいる中村合同特許法律事務所（以下「中村合同特許法律事務所」といいます。）の3名によって構成される第三者委員会を平成24年12月14日に設置し、答申書の提出を委嘱し、第三者委員会から答申を受けると共に、「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、本取引に関する第三者算定機関として、公開買付者及び当社から独立した清和コンサルティング株式会社（以下「清和コンサルティング」といいます。）を選任し、株式価値算定書を取得し、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置」「当社における外部の法律事務所からの助言」に記載のとおり、本取引に関するリーガル・アドバイザーとして、当社の顧問弁護士事務所ですが、第三者である外部のリーガル・アドバイザーを選任し、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する法的助言を受けた上で、当社取締役会と公開買付者との間で慎重に協議・検討を重ねると共に、本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討しました。その結果、当社取締役会としては、公開買付者から提案のあった研究開発に重点を置き、かつ取引の無かった海外顧客へも販路を拡大していくことに資材を投じるといった事業構造の再構築を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、設立から42年を超えた当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、かつ当社が現在置かれている状況下においては積極的にリスクを取っていくことが最善の選択肢であると判断できるとともに、また、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると当社取締役会において判断しました。

以上から、平成25年2月1日開催の当社取締役会において、代表取締役会長兼社長吉本喬美氏並びに取締役玉久明子氏を除く当社の全ての取締役（7名のうち5名）が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。一方、本新株予約権については、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に対する公開買付価格は、1個当たり1円とされており、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議しました。

なお、当社の取締役のうち代表取締役会長兼社長を務める吉本喬美氏は、公開買付者の代表取締役を兼任していることから、また、当社の取締役を務める玉久明子氏は公開買付者の取締役を兼任し、かつその所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに合意し公開買付者との間で応募契約を締結していることから、本取引において当社と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当該決議が行われた平成25年2月1日開催の当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも一切参加しておりません。

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役（監査役5名（うち社外監査役4名））が出席し、その全ての監査役が、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることに監査役として異議がない旨の意見を述べました。

さらに、当社は平成25年2月1日に「配当予想の修正に関するお知らせ」を公表し、当社は、同日開催の当社の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成24年11月9日に公表した配当予想を修正し、平成25年9月期の配当を行わないことを決議しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在し得ること等を認識しており、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成25年1月31日付で株式価値算定書を取得して、本公開買付価格を決定するにあたりその参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、当社の株式価値を算定するにあたり、当社の財務状況、当社株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 614円から709円
DCF法 923円から1,057円
類似会社比較法 905円から990円

市場株価法では、平成25年1月31日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日終値（645円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（614円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（628円（小数点以下四捨五入））、過去6ヶ月間の終値の単純平均値（703円（小数点以下四捨五入））及び過去12ヶ月間の終値の単純平均値（709円（小数点以下四捨五入））を基に、1株当たりの株式価値の範囲を614円から709円と分析しております。

DCF法では、当社の事業計画、当社へのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年9月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて当社の企業価値や株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を923円から1,057円と分析しております。

類似会社比較法では、上場会社の中から当社と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を905円から990円と分析しております。

公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における当社の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の過去12ヶ月間の市場株価の動向、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成25年2月1日に、本公開買付け価格を950円と決定しました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり950円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年1月31日の当社株式の東京証券取引所における終値645円に対して47.29%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年1月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値614円（小数点以下を四捨五入、終値単純平均値の算出において、以下同じとします。）に対して54.72%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値628円に対して51.27%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年8月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値703円に対して35.14%（小数点以下第三位を四捨五入）及び過去12ヶ月間（平成24年2月1日から平成25年1月31日まで）の終値単純平均値709円に対して33.99%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

（注）みずほ証券は、株式価値算定書の提出に際して、公開買付者又は当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、当社の事業計画については、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づく合理的に作成されたことを前提としております。

（b）新株予約権

第4回新株予約権は、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、第5回新株予約権は当社の取締役に対していずれもストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の地位であること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できないと解されることから、公開買付者は、本新株予約権の買付け価格をいずれも1個につき1円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けにおける本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者からの評価書を取得しておりません。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立しかつ関連当事者には該当しない第三者算定機関である清和コンサルティングに当社株式の価値算定を依頼し、平成25年1月24日付で株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

なお、当社は、清和コンサルティングから買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておらず、また清和コンサルティングに対して本新株予約権の価値算定を依頼しておりません。これは、本新株予約権は、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、権利行使時においても、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の地位であること等が要求されているため、公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしても、これを行使できず無価値であると解されるためです。

また、当社は当初から清和コンサルティングに当社株式の価値の算定を依頼しており、算定機関を変更した事実はありません。

当社株式価値算定書においては、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法、類似会社比準法及びDCF法を用いて当社の株式価値を算定しております。

市場株価平均法では、評価基準日を平成25年1月23日として、東京証券取引所における当社株式の評価基準日の終値（613円）及び評価基準日までの直近1ヶ月の株価終値の単純平均値（603円）、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値（640円）及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値（706円）を基にして、当社株式の1株当たりの株式価値を603円～706円と算定しております。

なお、当社が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期決算短信〔日本基準〕（連結）」の翌営業日である同月12日に東京証券取引所における当社の株価が急落（ストップ安）したことから、参考値として、平成24年11月8日を評価基準日とした株式価値を算定しており、同評価基準日における当社株式の終値（779円）、及び同評価基準日までの直近1ヶ月の株価終値の単純平均値（759円）、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値（774円）及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値（743円）を基にして、当社株式の1株当たりの株式価値を743円～779円と算定しております。

類似会社比準法では、当社と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を661円から728円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値を917円～1,373円と算定しています。同事業計画は、当社が当社に対するMBOの検討を開始するにあたって平成24年11月下旬から平成24年12月にかけて作成した中期計画に基づいており、直近の業績推移及びMBOの実施による上場維持費用の削減や今後の研究開発費の増加とそれに伴う新製品開発による売上の増加を見込んだ将来5期間における業績を予想したものです。また、当社は同事業計画を清和コンサルティングに対して提出しており、上記DCF法における株式価値を算定する際のベースとなっています。なお、DCF法の算定の基礎とした当社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでおりません。

第三者委員会の設置及び同委員会に対する当社への答申書の提出の委嘱

吉本喬美氏及び玉久明子氏を除く当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引の公正性を確保し、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、平成24年12月14日開催の当社取締役会において、公開買付け及び当社から独立性を有する山本清次氏（当社社外監査役、公認会計士・税理士）、深野一朗氏（公認会計士・税理士）、当社と顧問契約を結んでいる中村合同特許法律事務所に所属の田中伸一郎氏（弁護士）の3名から構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会に対して、（a）本公開買付けを含む本取引の目的は合理的か（当社の企業価値向上に資するかを含みます。）、（b）本公開買付けを含む本取引における手続は公正か、（c）本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付け価格を含みます。）は妥当か、（d）本公開買付けを含む本取引が少数株主に不利益なものではないか、（e）当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明すると共に、当社の株主に対して応募を推奨することは相当か、及び（f）その他当社取締役会が本取引の申し出を検討する上での論点があればその論点と妥当性、という各点についての第三者委員会としての答申書の提出を委嘱する決議を行いました。なお、当社は第三者委員会に対して、本公開買付けを含む本取引の条件（本公開買付け価格を含みます。）に関して第三者委員会が公開買付け者との間で直接交渉をすることについては委嘱を行っておりません。

第三者委員会は、平成24年12月14日に設置され、その後平成24年12月21日から平成25年1月25日にかけて全6回にわたり開催されました。第三者委員会は、かかる検討を行うにあたり、検討の前提となる基礎資料について当社から提供を受けた上で、公開買付者及び当社取締役に対して、随時、本公開買付けに関する検討の前提となる基礎資料を含めた事実関係の認識、検討に際しての着眼点及び検討のプロセスについてヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、清和コンサルティングから、当社株式価値算定書の提出を受けた上で、当社の株式価値の算定結果について説明を受けました。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、1) 公開買付者から聴取した本公開買付けを含む本取引の意義及び目的は、当社企業価値の向上の可能性を含め、合理性が存すること、2) 本公開買付けの当社における検討過程において、公開買付者の影響は排除されており、不当な影響があったとは認められず、また、対抗的な買付けの機会確保され、少数株主への配慮も十分になされていること、3) 価格については平成24年11月12日の当社株式の東京証券取引所における急落(ストップ安)を踏まえても、公開買付者からの提示価格は相当な範囲にあることなどを勘案した上で、平成25年2月1日に当社取締役会に対して、(a) 本公開買付けを含む本取引は、その目的において当社の企業価値向上の方向性を含め合理性が認められると考える、(b) 本公開買付けを含む本取引における手続においては、不公正と解される事実は確認されなかった、(c) 現在提案されている950円の本公開買付価格は相当な範囲にあると考えられ、その他本取引の条件は妥当なものと解する、(d) 本公開買付けを含む本取引は、公開買付者並びに吉本喬美氏及び応募契約を締結しているその親族以外の株式数の過半数の応募が本公開買付けの成立要件となっていること、株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されていること、完全子会社化の手続きを行う場合の価格に関しては、特段の事情がない限り、本公開買付価格が基準とされるものと認められ、この点においても強圧的な効果が生じないための配慮がなされていること、公開買付期間が30営業日に設定されていることから少数株主に不利益なものと解されない、(e) 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して応募を推奨することについて、当委員会は営業上の観点からの検討は出来ないが、取締役会において営業上の観点を含めて審議し、その結果を踏まえ推奨することに問題は認められない、(f) 当社取締役会が本取引の申し出を検討する上で、その他の問題点は見当たらない、とする旨を内容とする答申書を提出しました。

当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の適法性及び公正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとして当社と顧問契約を結んでいる中村合同特許法律事務所に、本公開買付けを含む本取引に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて当社取締役会との間で、本公開買付けを含む本取引の是非及び条件について取締役会が意思決定をするにあたって注意すべき事項や持つべき視点に関して質疑を行い、法的助言のために必要な情報を取得し、当社取締役会に対して法的助言を行いました。当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点等に関する同事務所からの法的助言を踏まえて、当社の企業価値の向上及び少数株主の利益保護の観点から、本公開買付けを含む本取引の是非及び条件について慎重に検討しました。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、平成25年1月24日付けで清和コンサルティングから取得した当社株式価値算定書及び平成25年2月1日付けで第三者委員会から取得した答申書を参考にし、中村合同特許法律事務所からの法的助言を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の一連の手続き及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった研究開発に重点を置き、かつて取引の無かった海外顧客へも販路を拡大していくことに資材を投じるという事業構造の再構築を、一般株主の皆様のリスクにおいて行うことを回避しつつ実施していくことが、設立から42年を超えた当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、かつ当社が現在置かれている状況下においては積極的にリスクを取っていくことが最善の選択肢であると判断できるとともに、また、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成25年2月1日開催の当社取締役会において、当社の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏及び当社の取締役である玉久明子氏を除く当社の全ての取締役（7名のうち5名）が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。一方、本新株予約権については、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対してストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に対する公開買付け価格は、1個当たり1円とされており、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることの決議を行いました。

なお、当社の代表取締役会長兼社長である吉本喬美氏は公開買付者の代表取締役を兼任しているため、また、当社の取締役である玉久明子氏は公開買付者の取締役を兼任し、かつ、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに合意し公開買付者との間で応募契約を締結していることから、本取引において当社と構造的な利益相反状態にあることを踏まえ、当該決議が行われた平成25年2月1日開催の当社の取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加せず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

また、上記取締役会には、当社の全ての監査役（監査役5名（うち社外監査役4名））が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨すること、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることに監査役として異議がない旨の意見を述べました。

買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、応募株券等の合計が2,031,500株（所有割合：37.22%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、当社が平成24年12月14日に提出した第44期有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数（5,377,500株。なお、平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数は5,377,500株から変更はなく、平成24年9月30日以降、本新株予約権の行使により増加した当社株式はありません。）に、同有価証券報告書に記載された平成24年11月30日現在の本新株予約権（ただし、本書提出日現在、権利行使期間が到来していない第5回新株予約権150個を除きます。）の数（4,592個）の目的となる当社株式の数（459,200株）から当社が報告した平成24年11月30日以降平成24年12月31日までに行使により減少した第4回新株予約権215個の目的となる当社株式の数（21,500株）を控除した当社株式の数（437,700株）を加算し、当社が平成24年11月9日に公表した「平成24年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された当社が平成24年9月30日現在所有する自己株式数（378,890株）から当社が報告した平成24年9月30日以降平成24年12月31日までに減少した自己株式数（21,500株。当該減少は上記の第4回新株予約権の行使に基づく自己株式の処分によるものです。）を控除した数（357,390株）を控除して得られる株式数（5,457,810株）に係る議決権（54,578個）の2/3超に相当する株式数（3,638,600株）から、公開買付者との間で本公開買付けに応募しないことについて合意している吉本喬美氏が所有する応募対象外株式（1,607,100株）を控除した株式数（2,031,500株、所有割合：37.22%）に設定されています。当該株式数（2,031,500株）から公開買付者との間で応募契約を締結している吉本紀子氏、玉久明子氏、玉久尚澄氏及び今佳子氏が保有する本応募対象株式182,600株を控除した数（1,848,900株）は、上記5,457,810株から吉本喬美氏が所有する応募対象外株式等1,687,100株及び本応募対象株式182,600株を控除した株式数（3,588,110株）の過半数に相当するため、吉本喬美氏並びに吉本紀子氏、玉久明子氏、玉久尚澄氏及び今佳子氏以外の議決権のある株主及び新株予約権者の皆様のうち株式数にして過半数の賛同が得られなければ本公開買付けが成立しないことも考慮の上で、上記下限を設定しており、本公開買付けにおいて、当社の株主の皆様及び新株予約権者の皆様の意思を重視しております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、法令に定められた買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日に設定しています。公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社株式について公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しています。また、公開買付者は当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような合意を一切行っておりません。上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の確保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者から、本公開買付け後の組織再編等の方針について、以下のとおり説明を受けております。

本公開買付けにおいて、公開買付者が当社の発行済株式の全て（応募対象外株式等及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者及び吉本喬美氏が当社の発行済株式の全て（応募対象外株式等及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、以下の一連の手段を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、当社株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを当社に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を本臨時株主総会の開催日と同日に開催することも要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（当社が所有する自己株式を除きます。）当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格（及びその結果株主の皆様が交付されることになる金銭の額）については、本公開買付け価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者及び吉本喬美氏が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなり、公開買付者及び吉本喬美氏以外の当社の株主の皆様で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付しなければならない株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、上記の株主総会決議に基づいて全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

公開買付者は、上記の手續に関して、関連法令についての当局の解釈の状況、本公開買付け後の公開買付者及び吉本喬美氏の当社株式の所有状況、公開買付者及び吉本喬美氏以外の当社の株主の皆様が当社株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を当社に要請し、また当該実施に時間を要する可能性があります。ただし、上記の方法を変更する場合でも、公開買付者は、公開買付者及び吉本喬美氏以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者及び吉本喬美氏が当社の発行済株式の全てを所有する（当社が所有する自己株式を除きます。）予定しております。この場合に、吉本喬美氏以外の当社の株主の皆様が交付される金銭の額についても、本公開買付け価格と同一になるよう算定される予定であるとのことです。上記の本臨時株主総会及び本種類株主総会は、平成25年5月を目処に開催される予定ですが、その具体的な手續及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合、当社は、本新株予約権の取得、本新株予約権の権利者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等（第4回新株予約権については行使の勧奨を含みます。）、本取引の実行に合理的に必要な手續を実施する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手續における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

上記の各手續の実行後に、公開買付者は、当社との間で公開買付者を消滅会社、当社を存続会社とする合併を行う予定であるとのことですが、その詳細については現時点では未定です。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社株式は本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け終了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全てを取得することを予定しておりますので、その場合には、当社株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、本公開買付けにおいては、公開買付者は、当社の代表取締役会長兼社長を務め、かつ公開買付者の代表取締役である吉本喬美氏との間で、同氏が所有する応募対象外株式等（株式に換算した所有株式数の合計：1,687,100株、所有割合の合計：30.91%）の全てについて本公開買付けに応募しないことについて合意しているとのことです。他方、公開買付者は、吉本喬美氏の配偶者である吉本紀子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）、その完全親会社であるヨシモトの発行済株式の全てを所有し、当社の取締役を務め、かつ公開買付者の取締役である玉久明子氏（所有株式数：60,900株、所有割合：1.12%）、玉久明子氏の配偶者である玉久尚澄氏（所有株式数：17,700株、所有割合：0.32%）、及び吉本喬美氏の次女である今佳子氏（所有株式数：52,000株、所有割合：0.95%）との間で、それぞれが所有する本応募対象株式の全て（所有株式数の合計：182,600株、所有割合：3.35%）について本公開買付けに応募する旨に合意し、平成25年2月1日付けでそれぞれ応募契約を締結しているとのことです。なお、かかる応募の前提条件については存在していないとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
吉本喬美	代表取締役会長 兼社長		1,607,000	16,070
三野幸夫	常務取締役	営業本部長	25,000	250
石丸義信	常務取締役	技術本部長	25,000	250
嶋本篤	常務取締役	製品企画本部長	4,000	40
齋藤洋	取締役	管理本部長	0	0
玉久明子	取締役	システム情報部長	60,900	609
寺平信行	取締役	-	3,000	30
降旗徹	監査役 常勤	-	82,000	820
藤井幸弘	監査役	-	10,000	100
山本清次	監査役	-	1,000	10
塩谷純二	監査役	-	0	0
辻實	監査役	-	4,000	40
計			1,821,900	18,219

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役玉久明子は、代表取締役会長兼社長吉本喬美の長女であります。

(注3) 取締役寺平信行は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注4) 監査役藤井幸弘、山本清次、塩谷純二及び辻實は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注5) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下を切り捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	株式に換算した数 (株)	株式に換算した議決 権の数(個)
吉本喬美	代表取締役会長 兼社長		80,000	800
三野幸夫	常務取締役	営業本部長	20,000	200
石丸義信	常務取締役	技術本部長	20,000	200
嶋本篤	常務取締役	製品企画本部長	35,000	350
齋藤洋	取締役	管理本部長	0	0
玉久明子	取締役	システム情報部長	0	0
寺平信行	取締役	-	0	0
降旗徹	監査役 常勤	-	0	0
藤井幸弘	監査役	-	0	0
山本清次	監査役	-	0	0
塩谷純二	監査役	-	0	0
辻實	監査役	-	0	0
計			155,000	1,550

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役玉久明子は、代表取締役会長兼社長吉本喬美の長女であります。

(注3) 取締役寺平信行は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注4) 監査役藤井幸弘、山本清次、塩谷純二及び辻實は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注5) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下を切り捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。